

苫小牧市地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市における地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、地域総合整備財団の支援を得て、民間事業者等に対して行う無利子資金の貸付けに関し必要な事項を定め、当該貸付けに係る業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 この要綱による貸付け(以下「貸付け」という。)の対象となる費用(以下「貸付対象費用」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)は、市長が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するもの(原則として売却分譲予定施設又は風俗営業施設等を整備する事業を除く。)とする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
 - (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、市が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）
 - (3) 事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が2,500万円以上のもの
 - (4) 用地取得等の契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの
- 2 前項の売却分譲予定施設とは第三者に売却し、又は分譲することを予定する施設をいい、同項の風俗営業施設等とは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設をいう。

(貸付対象者)

第4条 貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、おおむね500万円以上とし、10.5億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が、年度を越えて実施される事業であって、複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合は、15.7億円を限度とする。

2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の当該各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額の35パーセントを限度とする。

この場合において、用地取得費については、同条第1号に規定する費用の3分の1を限度として当該費用に算入することができる。

3 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付

対象事業の貸付額の総額の20パーセント未満とする。ただし、当該貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあつては、当該貸付対象事業の貸付額の総額の50パーセント未満とする。

4 貸付対象事業1件当たりの貸付額には、100万円未満の端数をつけないものとする。
(貸付利率)

第6条 この要綱による貸付金(以下「貸付金」という。)の貸付利率は、無利子とする。
(貸付対象期間)

第7条 貸付に係る貸付対象期間は、4年以内とする。
(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、15年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。
(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、合計して最終の償還期日に償還させるものとする。
(債権の保全等)

第10条 市長は、貸付に係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。
(貸付の方法)

第11条 貸付は、証書貸付の方法によるものとする。
(遅延利息)

第12条 貸付を受けた民間事業者等(以下「借入人」という。)が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。
(繰上償還)

第13条 次のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号の一に該当する場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が第3条第1項に規定する地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

(2) 借入人が貸付金をその目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等をし、又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付の目的の達成が困難になったとき。

(4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) その他正当な事由なしに、借入人が貸付に係る条件に違反し、又は貸付に係る義務の履行を怠ったとき。

- (7) 他の債務のため、借入人に関して仮差押、保全差押若しくは差押があり、又は競売の申立てがあったとき。
- (8) 借入人が解散したとき。
- (9) 保証人が前3号の規定のいずれかに該当したとき。
- (10) 前各号のほか、貸付けに係る債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第3章 貸付手続等

(借入れの申込み)

第14条 貸付けを受けようとする民間事業者等は、事業計画書及び次に掲げる書類を添えて、借入申込書により市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業者概要書
- (2) 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書
- (3) 年度別損益・資金収支計画書
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 連帯保証予定者の意見書
- (6) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付決定)

第15条 市長は、貸付けの決定に当たっては、当該貸付けがこの要綱に則したものであるか否かについて地域総合整備財団が実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討の結果を参考とするものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 市長は、第14条の規定により借入れの申込みをした民間事業者等に対し、貸付けを行うことに決定したときは地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことに決定したときはその旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第17条 市長は、貸付けの決定をした場合において、貸付決定を受けた民間事業者等が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、地域総合整備財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(貸付金の交付)

第18条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約を締結した後、一括して、市長の指定する借入人名義の金融機関口座への振込みの方法により行うものとする。

第4章 貸付金の管理

第19条 市長は、貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金の用途を確認し、又は貸付けに係る債権の確保を図るため、必要に応じて、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき、調査を行い、又は借入人に報告を求めるものとする。

第5章 事務の委託等

(貸付けに係る事務の委託)

第20条 市長は、貸付けに係る支出事務及び徴収事務等については、法令に定めるところに従い、地域総合整備財団と委託契約を締結し、当該財団に委託するものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定める申込書、通知書等の様式等この要綱の実施に関し必要な事項

は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月25日から施行する。

附 則（平成16年5月18日要綱第13条及び第17条並びに附則改正）

この要綱は、平成16年5月18日から施行する。

附 則（平成17年4月19日要綱第13条改正）

この要綱は、平成17年4月19日から施行する。

附 則（平成18年8月15日要綱附則改正）

この要綱は、平成18年8月15日から施行する。

附 則（平成19年5月1日要綱第4条改正）

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年5月9日要綱第13条及び第15条並びに第20条改正）

この要綱は、平成20年5月9日から施行する。

附 則（平成25年4月23日要綱第3条及び第5条並びに第13条改正）

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

苫小牧市地域総合整備資金貸付実施要領

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 貸付条件等（第2条—第12条）
- 第3章 貸付手続等（第13条—第24条）
- 第4章 貸付金の管理等（第25条—第27条）
- 第5章 事務の委託（第28条）
- 第6章 苫小牧市地域総合整備資金貸付審査委員会（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、苫小牧市地域総合整備資金貸付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 貸付条件等

（貸付対象費用）

第2条 要綱第2条の貸付対象費用には、消費税を含まないものとする。

2 要綱第2条第1号の設備の取得等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 施設又は建物の建設、取得又は整備
- (2) 土地の取得又は造成
- (3) 設備の改良又は補修（当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。）

3 要綱第2条第2号の付随費用は、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料であって、開業費、試験研究開発費等として資産に計上されるものをいう。

（地域振興民間能力活用事業計画に位置づけることができる事業）

第3条 要綱第3条第1項の地域振興民間能力活用事業計画に位置づけることができる民間事業者等による事業は、同項に該当し、かつ、苫小牧市総合計画（以下「総合計画」という。）に適合する事業であって、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 総合計画に係る施策の推進にとって全市的に重要な役割を果たすと認められるもの
- (2) 特色あるまちづくり又は地域活性化の推進にとって先導的かつ中核的な役割を果たすと認められるもの
- (3) 公共的な若しくは公益性の高い都市基盤、産業基盤若しくは生活基盤の整備の推進にとって有益でかつ積極的な役割を果たすと認められるもの
- (4) 学術文化の振興にとって有益でかつ積極的な役割を果たすと認められるもの

（貸付対象事業からの除外）

第4条 次の事業は、貸付対象事業としない。

- (1) 本市の他の制度融資その他併用することが適当でない融資を利用する事業
- (2) 事前協議前に着手した事業
（公益性、事業採算性及び低収益性等の要件）

第5条 要綱第3条第1項第1号に規定する事業は、次のすべてに該当する事業とする。

- (1) 公共性があり、又は公益性の高いものであること。
- (2) 事業採算が全く期待できない事業（元金の返済について補助金を受ける事業を含む。）でないこと。
- (3) 相当な利益が見込まれる事業でないこと。

（新規雇用の要件）

第6条 要綱第3条第1項第2号の新たな雇用は、常勤の正規の雇用をいうものとし、やむを得ない特別な理由があると認める場合を除き、パート職員の雇用を含まないものとする。

2 要綱第3条第1項第2号の新たな雇用の確保は、貸付対象事業の営業開始時までに行い、かつ、貸付金の償還完了までの間これを維持できる見込みがなければならない。
(営業開始の要件)

第7条 要綱第3条第1項第4号の用地取得等には、借地権等の取得が含まれるものとする。

2 自社有地における設備投資の場合は、要綱第3条第1項第4号の規定は、適用しないものとする。
(民間事業者等の要件)

第8条 要綱第4条の民間事業者等は、次の各号のすべてに該当する法人でなければならない。

- (1) 3年以前から本市に本店、本社その他の主たる事務所を有していること。
- (2) 銀行、証券会社、保険会社、貸金業者その他の金融業を営む者でないこと。
- (3) 本市が損失補償を行う事業者でないこと。

(運用上の貸付限度額及び各年度の貸付総額)

第9条 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、10.5億円を限度とする。

2 各年度における貸付額の総額は、運用上、21億円を限度とする。

(貸付対象期間の意義)

第10条 要綱第7条の貸付対象期間は、貸付対象事業に係る工事が複数年度にわたる場合において、当該複数年度のうち貸付対象事業とすることができる連続する年度をいう。
(償還期間の要件)

第11条 要綱第8条の償還期間は、貸付対象事業に係る施設又は設備の法定耐用年数の範囲内の期間で定めなければならない。

(保証人及び保証料の負担)

第12条 要綱第10条の民間金融機関等確実な保証人は、長期信用銀行、信託銀行、都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫をいい、政府系金融機関は含まない。

2 保証人を委託するための保証料は、借入人の負担とする。

第3章 貸付手続等

(貸付希望事業の審査)

第13条 民間事業者等が地域総合整備資金借入協議書(様式第12号)を市長に提出して貸付けを受けることを希望したときは、委員会(第29条の苫小牧市地域総合整備資金貸付審査委員会をいう。以下同じ。)は、当該希望に係る事業が貸付対象事業として適当であるか否かについて審査するものとする。

(事前協議関係書類の提出の指示等)

第14条 前条の審査により委員会が適当と認めた事業については地域総合整備財団(以下「財団」という。)との調整後次の書類の提出に関する指示を、不適当とした事業についてはその旨の通知を当該民間事業者等にするものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業者概要書(様式第3号)
- (3) 設備投資等及び資金調達計画書(様式第4号)
- (4) 年度別損益・資金収支計画書(様式第5号)

- (5) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (6) 地域総合整備資金貸付けに係る意見書（様式第6号）
- (7) ふるさと融資調査票（事業者用）（様式第8号）
- (8) ふるさと融資償還計画表（様式第9号）
- (9) その他市長が指示する資料
（地域振興民間能力活用事業計画の審査）

第15条 委員会は、前条の指示に係る書類が提出されたときは、当該事業に係る地域振興民間能力活用事業計画（様式）の策定について審査するものとする。

（事前協議）

第16条 前条の規定による委員会の審査に基づき同条の計画を策定したときは、財団に対し、要綱第15条の調査・検討に係る事前協議をするものとする。

（事前協議の結果に基づく措置）

第17条 前条の事前協議の結果を受けたときは、当該貸付けに係る予算の案を決定するとともに、当該事前協議に係る民間事業者等に要綱第14条の規定による借入申込書の提出に関する指示をするものとする。ただし、事前協議の結果により貸付けができない場合は、その旨を当該民間事業者等に通知するものとする。

2 前項の予算の案の決定については、あらかじめ委員会が審査するものとする。

（借入申込書等）

第18条 要綱第14条の借入申込書は、地域総合整備資金借入申込書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の借入申込書に添付する書類は、第14条第1号から第3号、第5号から第6号及び第8号に掲げる書類とする。

（総合的な調査・検討の依頼）

第19条 要綱第14条の規定により借入申込書の提出があったときは、要綱第15条の調査・検討を財団に依頼するものとする。

（貸付けの決定の時期）

第20条 貸付けの決定は、当該貸付けに係る補正予算が議決され、かつ、当該貸付けに係る要綱第15条の調査・検討の結果を受けた後にするものとする。

（状況報告書の提出）

第21条 借入人は、貸付金の交付を受けようとするときは、地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書（様式ウ）及びふるさと融資償還計画表を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書を提出するときは、次の事項を確認できる書類を添えなければならない。

- (1) 当該年度の貸付対象事業に係る支払が、予定どおり、全額完了しているか、又は貸付金の交付日までに全額完了するものであること。
- (2) 当該年度の貸付対象事業に係る協調融資が、予定どおり、全額完了しているか、又は貸付金の交付日までに全額完了するものであること。

（保証書の提出）

第22条 借入人は、前条第2項各号に掲げる事項の確認を受けたときは、次の書類を添えて、保証書（様式カ）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入人の法人登記簿謄本及びその代表者の印鑑証明書
- (2) 保証人の代表者の印鑑証明書及び資格証明書

（契約の締結）

第23条 貸付けに係る契約は、貸付金の交付の日をもって、金銭消費貸借契約書（様式

オ)により締結するものとする。

(貸付金の交付)

第24条 貸付金は、借入人と協議して定めた日に交付するものとする。

2 借入人は、貸付金の交付を受けたときは、領収書(様式キ)を市長に提出しなければならない。

第4章 貸付金の管理等

(完了報告等)

第25条 借入人は、貸付対象事業が完了したときは、速やかに地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書(様式ク)を市長に提出しなければならない。

2 借入人は、貸付対象事業が当該年度内に完了しなかったときは、当該年度経過後速やかに地域総合整備資金貸付対象事業進捗状況報告書を市長に提出しなければならない。

(償還状況等の報告)

第26条 借入人は、決算期ごとに、償還状況報告書(様式ケ)を市長に提出しなければならない。

(変更届)

第27条 借入人は、法人名、代表者、資本金、住所、連絡先、代表者印の変更があったときは、直ちに、当該事実を証明する書類を添えて変更届(様式コ)により市長に届け出なければならない。

第5章 事務の委託

(委託契約の締結時期)

第28条 要綱第20条の委託契約の締結は、貸付金の交付を行う年度において、当該年度に最初に貸付金の交付を行う事業に係る第23条の契約の締結以前に行うものとする。

第6章 苫小牧市地域総合整備資金貸付審査委員会

第29条 第13条、第15条及び第17条の規定による審査並びに貸付けの適切な運用に係る基本的事項に関する調査審議を行うため、苫小牧市地域総合整備資金貸付審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

3 委員長は主管の副市長をもって、副委員長は他の副市長をもって充てる。

4 委員は、総合政策部長、財政部長及び関係部長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を招集し、及び会務を総理する。

6 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会の庶務は、総合政策部政策推進室政策推進課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成11年11月25日から実施する。

附 則(平成16年5月18日要領第28条改正)

この要領は、平成16年5月18日から施行する。

附 則(平成19年5月29日要領第29条改正)

この要領は、平成19年5月29日から施行する。

附 則(平成21年4月1日要領第13条から第15条、第18条、第21条から第27条及び第29条改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月30日要領第11条改正)

この要領は、平成21年9月30日から施行する。

附 則（平成25年10月17日要領第9条及び第12条改正）
この要領は、平成25年10月17日から施行する。